寄附金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人杉浦記念財団(以下「当財団」という。) が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の定義)

- 第2条 当財団が受け入れる寄附金を次のとおり定義する。
 - (1)一般寄附金

寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金(使途の特定が具体 的でないものを含む。)

- (2)使途特定寄附金 寄附者が使途を特定して寄附した寄附金
- (3)募集特定寄附金

当財団が募集に際して使途、理由、総額、期間その他必要な事項(以下「募集要項」という。)を定めて募集した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(寄附金の取扱い)

- 第3条 一般寄附金は、その50%以上を公益目的事業費に使用するものとし、 残余を管理費に使用するものとする。
 - 2 使途特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用する。
 - 3 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を募集要項 に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下 でなければならない。

(寄附金の申込み)

第4条 寄附金を当財団に寄附しようとする者は、書面又は電磁的方法にて寄 附金の申込みを行う。

(寄附金の受入れ)

- 第5条 当財団は、前条による寄附金の申込みを受理したときは、次の各号の いずれにも該当しないことを確認のうえ寄附金の受入れを決定する。
 - (1) 当財団の業務に支障を生じさせるおそれがあるもの
 - (2) 当財団の名誉を棄損するおそれがあるもの
 - 2 寄附金受入れの決定に至ったときは、寄附者に対しその旨を通知する

とともに、振込依頼書等寄附金の受入れに必要な書類を送付する。

3 寄附金受入れの決定に至らなかったときは、寄附者に対しその旨を通 知する。

(受領書等の送付)

- 第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付す るものとする。
 - 2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、 寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2020年 8月 1日 制定